

山形市業務継続計画【地震災害編】（概要版）

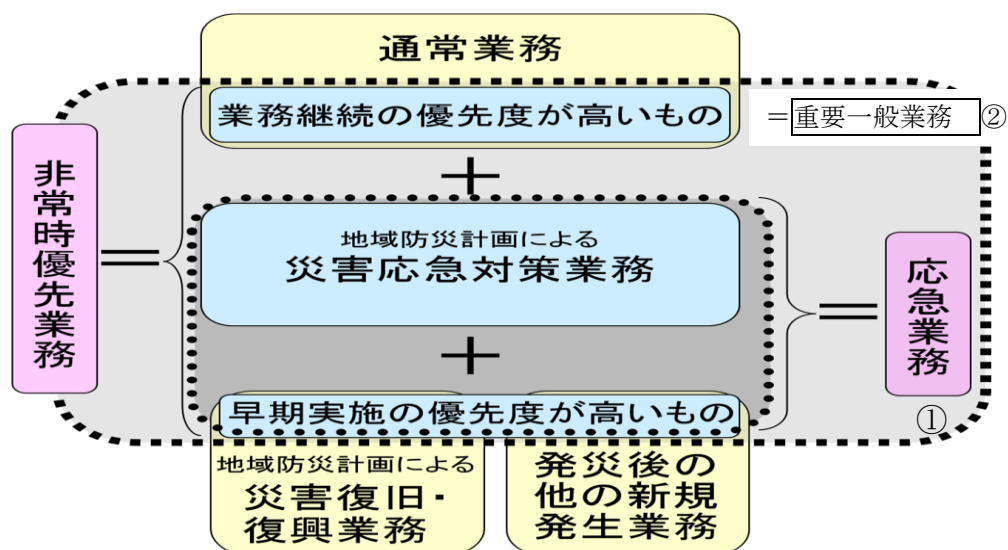
1 本計画の目的等

（1）業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の目的

大規模災害時において山形市地域防災計画に基づく各種対策を適切、円滑、迅速に遂行するため、山形市で行う次の業務（**非常時優先業務**）を優先し取り組むことにより、山形市民の被害を最小限に抑制し、安全安心を確保することを目的とする。合わせて、非常時優先業務の遂行に必要な措置を定めることを目的とする。

○非常時優先業務は下記の2種類の業務がある。

- ①災害等の非常事態における応急対策、復興対策に係る業務（**応急業務**）
- ②通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務（**重要一般業務**）



【内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の図を一部修正】

（2）基本方針

山形市民、帰宅困難者、市職員の安全を確保し、住民が1日でも早く通常の生活を取り戻すため、本計画は地震発生後において、次の2つの目標の達成を目指す。

- 目標1 応急業務の迅速・的確な遂行による被害の軽減と迅速な復旧・復興業務への着手
- 目標2 重要一般業務の円滑な遂行による社会的影響の最小化

（3）対象とする組織

市長部局、会計管理者補助組織、議会事務局、各行政委員会事務局（「市長部局等」とする。

2 非常事態及び被害等の想定

（1）非常事態の想定

本計画において想定する非常事態は山形盆地断層帯に起因する地震とし、具体的には、山形市地域防災計画の第2章予防計画に記載の「山形盆地断層帯被害想定」とする。

区分	想定内容
震源地	山形盆地断層帯
マグニチュード	7.8
震度	震度6～震度7
季節・時刻	冬期夕方

（2）市庁舎等の被害想定

- ①本庁舎等 ・本庁舎は使用可能であることを想定する。
- ②職員 ・市職員本人や家族の被災を勘案し、参集に制約があることを前提とする。

③ライフライン等

電力	本庁舎については、非常用発電設備を使用することにより、空調設備を使用しなければ、ほぼ全ての電力の使用が可能。非常用発電装置を配備している施設も同様に発電装置から供給される電力を活用する。
ガス	相当の間はガスに依存しないで対応を想定する。
情報通信	防災行政無線、災害時優先電話の発信、衛星携帯電話（通話・メール）は使用可能と想定する。携帯電話（電子メール）、インターネットについては、電源が確保されれば使用可能と想定する（電子メールは、3日間程度は使用できないと想定）。
飲料水・食料・トイレ	飲料水については、地震発生後、市内に設置される応急給水所からの水を活用する。備蓄食料については、(株)市役所食堂等の民間事業者との応援協定を締結し、流通備蓄により必要量を確保するよう努める。本庁舎のトイレは井戸水を使用しているため、電力が確保できれば使用可能と想定する。

3 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務は、応急業務、重要一般業務それぞれに市民生活等への影響の実態等を踏まえて抽出・選定を行う必要があるため、その選定作業は各所属において行った。

(2) 非常時優先業務の選定結果

各所属において非常時優先業務（応急業務、重要一般業務）の選定と業務開始目標時間の設定を行った結果は下記のとおりである。

①所属ごとの非常時優先業務数と業務開始目標時間

ア 応急業務

部等名	1 時間	3 時間	1 日	3 日	1 週間
総務部・選挙管理委員会・監査委員事務局	43	17	4	6	5
財政部	6	3	4	4	3
企画調整部	6	11	1	3	0
文化スポーツ部	8	5	2	0	1
市民生活部	5	5	3	4	2
健康医療部	7	5	3	0	0
環境部	8	3	1	3	0
福祉推進部	6	9	7	0	3
こども未来部	5	3	1	0	0
商工観光部	5	5	3	0	1
農林部・農業委員会	9	3	21	0	1
まちづくり政策部	6	6	11	4	1
都市整備部	15	9	3	8	1
会計管理者補助組織	1	0	2	0	0
議会事務局	3	2	0	0	0
教育委員会	19	16	4	7	2
合計	152	102	70	39	20

イ 重要一般業務

部等名	1 時間	3 時間	1 日	3 日	1 週間
総務部	5	1	2	4	9
財政部	1	1	6	8	9
企画調整部	2	3	4	1	2
文化スポーツ部	1	1	1	0	0
市民生活部	3	0	4	4	10
健康医療部	3	4	4	2	35
環境部	6	0	4	7	2
福祉推進部	0	2	3	15	5
こども未来部	0	0	9	8	13
商工観光部	0	0	1	0	0
農林部	0	0	5	5	4
まちづくり政策部	0	0	6	7	12
都市整備部	10	2	1	0	8
会計管理者補助組織	0	0	8	0	6
議会事務局	0	0	1	2	16
教育委員会	1	1	4	10	8
選挙管理委員会	0	0	1	0	1
監査委員事務局	0	0	0	2	0
農業委員会	0	0	1	3	1
合計	32	15	65	78	141

4 非常時優先業務の実施体制

①本庁舎等

- ・本庁舎は使用可能であることを想定するが、万一本庁舎が使用できなくなった場合は、本部機能を国際交流プラザ、当該施設も使用できない場合は総合福祉センターに移転する。
- ・本庁舎以外の施設については、原則、地震発生時は通常の施設利用を中止し、非常時優先業務のみを行う。

②職員

- ・地震発生時における参集職員については、山形市災害対策本部／災害対策運営会議運営マニュアル（運営マニュアル）に定めるとおりとするが、震度5弱以上の地震が観測された場合は、動員2号体制となり全職員が参集されることとなるため、本計画の被害想定では動員2号体制が前提となる。
- ・地震発生時、各部等の主管課は職員の参集状況を集約し、部等内の配置調整を行う。部等内の再配置調整だけでは対応が困難な場合は、部等間の職員配置について調整を行う。市職員だけでは人員が不足する場合、国、県、災害応援協定締結都市等への応援要請を行う。

③指揮命令系統

- ・大規模地震発生時には、市長を本部長とする災害対策本部で指揮、命令を行う。
- ・本部長は、発災後速やかに対策本部に移動する。移動が困難な場合は、対策本部との間に通信を確保する。
- ・各所属において責任者が不在の場合、「山形市事務代決及び専決に関する規程」等に基づき、遅滞なく代決権者が代決する。